

# 農地法第4・5条許可申請について (農地を農地以外に転用する計画)

## 1 農地利用最適化推進委員の各担当区域別表

【令和5年8月1日現在】

地区名	その地区内の区域	推進委員名	ふりがな	郵便番号	住所	電話番号
甲山	甲山・小世良・西上原	勝見 徹	かつみとおる	722-1122	大字小世良 853	22-0986
中央	東上原・川尻	黒木 啓之	くろきひろゆき	729-3303	大字東上原 869-3	24-1332
伊尾	伊尾・小谷	藤高 成剛	ふじたかせいごう	729-3307	大字伊尾 1253	24-0716
東	青 近	黒木 清毅	くろぎせいき	729-3306	大字青近 1164	24-1025
	別迫・赤屋	原田 安雄	はらだやすお	729-3305	大字別迫 2234	24-0966
		榎奥 忠雄	まきおくただお	729-3305	大字別迫 541-3	24-1019
宇津戸	宇 津 戸	行旨 秀之	ゆきむねひでゆき	722-0411	大字宇津戸 2429	23-0732
大田	本郷・井折	小池 栄治	こいけえいじ	722-1112	大字本郷 1786-1	—
	寺 町	小池 要治	こいけようじ	722-1111	大字寺町 81-44	22-1559
	西神崎・青山	松田 裕之	まつだひろゆき	722-1115	大字西神崎 595-3	22-2513
	東神崎・三郎丸	堀田 正登	ほったまさと	722-1114	大字東神崎 421	22-1432
大見	安 田	鍛冶谷 元	かじたにはじめ	722-1202	大字安田 1826	29-0118
	戸 張	真野 藤起	しんのふじき	722-1201	大字戸張 1551	29-0714
	徳 市	梅田 譲	うめだゆずる	722-1203	大字徳市 890-3	25-2005
津久志	津 口	山口 通史	やまぐちみちふみ	722-1731	大字津口 2801	22-1512
	黒 淵	後藤 和幸	ごとうかずゆき	722-1732	大字黒淵 1672	27-1147
西大田	青 水	下原 三千就	しもはらみちなり	722-1627	大字青水 1167-2	27-0613
	賀茂・田打	宮迫 祐太	みやさこゆうた	722-1626	大字賀茂 404	—
		柳島 英信	りゅうとうえいしん	722-1626	大字賀茂 2635	27-0323
	重 永	村田 広和	むらたひろかず	722-1112	大字本郷 713-5	—
	京 丸	亀田 知宏	かめだとしひろ	722-1621	大字京丸 395	22-0876
	中 原	正迫 昌史	しょうごまさし	722-1623	大字中原 551	22-1975
	堀 越	折重 聡伸	おりしげあきのぶ	722-1622	大字堀越 191	—
山福田	山 中 福 田	中村 芳則	なかむらよしのり	722-1702	大字山中福田 1147	37-1947
小国	小国(上小国)	田丸 克之	たまるかつゆき	722-1701	大字小国 4054	37-1415
	小国(下小国)	小迫 高	こごこたかし	722-1701	大字小国 4975	37-1068
黒川	黒川(上黒川)	田中 勲三	たなかくんそう	729-6711	大字黒川 3510	37-1641
	黒川(下黒川)・中・吉原	竹村 厚司	たけむらあつし	729-6713	大字中 285	37-1738
津名	上 津 田	若山 素直	わかやますなお	729-6714	大字上津田 885	37-2328
	下 津 田	井上 務	いのうえつとむ	729-6715	大字下津田 2228-2	39-1541
	長 田	面田 敏隆	おもだとしたか	729-6716	大字長田 202-2	37-2038

※申請をされた後に、担当区域の農地利用最適化推進委員を主体に3名で現地調査を実施します。そのため申請地及び周辺地へ立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。

(裏面に続きます。)

【令和5年4月1日～】

2 1筆の一部分だけを転用する場合、法務局で分筆登記手続きが必要となります。  
仮に分筆されても許可基準に満たない場合、許可ができない場合もあります。  
必ず事前にご相談ください。

- 3 転用申請を受理後、現地調査を行います。調査にあたって次の点について、お願いします。
- ① 雑草・雑木等が繁茂している場合は立入りができる状態にしてください。
  - ② 隣地との境界が明らかになるよう（分筆して転用する場合は分筆箇所も）境界杭等を入れておいてください。
- 4 転用の内容によっては農地法以外の法令の許認可及び届出を必要とする場合があります。  
特に世羅町で多く見受けられる関連法令は次のとおりです。

- ① 農業振興地域に関する法律（産業振興課）農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外、農用地区域の用途区分の変更
- ② 都市計画法（企画課）都市計画区域内の開発許可
- ③ 都市計画法（建設課）都市計画区域内の建築許可
- ④ 道路法（建設課）工事の承認、占用の許可
- ⑤ 国有財産法（財政課）法定外公共財産の用途廃止、売払い
- ⑥ 墓地、埋葬に関する法律（町民課）墓地の新設・変更等の許可
- ⑦ 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法（経済通産省）再生可能エネルギー発電設備の認定等
- ⑧ 広島県土砂の適正処理に関する条例（産業振興課）土砂埋立行為の許可
- ⑨ 文化財保護法（教育委員会社会教育課）文化財の有無の事前協議、土木工事等の届出

5 受付締切日及び許可書発行日について 毎月月末が受付締切日となります。

なお、月末が土曜・日曜・祝日の場合、締切日は前日の平日となります。

月末までに受付した許可申請の許可書発行日は翌月末日から翌々月上旬頃となります。

ただし、次に該当する場合は法令により広島県農業会議の意見聴取案件となるため、25日程度の日数を加算した時期になります。

- ① 転用面積が3,000平方メートルを超える場合
- ② 転用許可基準の農地区分（立地基準）が第1種農地の場合
- ③ 営農型太陽発電設備の場合

6 ホームページを活用される場合はつぎの手順で利用ください。

「世羅町」で検索し、「世羅町 いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」を選択し、世羅町のホームページのトップ画面の「行政の窓口」を選択、分類でさがすのしごとの情報「産業振興」を選択し、「農地に関する申請・届出など（農地法関係）について」を閲覧ください。

〒722-1192

広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1 世羅町農業委員会事務局 農地係

電話 0847-22-5301（直通） ファックス 0847-22-4566

e-mail:nougyou@town.sera.hiroshima.jp